



保存版

年次有給休暇

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 従業員の年次有給休暇について

1. 付与日数

年次有給休暇は、雇入れの日から6か月継続勤務し、その間の全労働日の8割以上出勤した労働者に対して最低10日を付与しなければなりません。その後は、勤続勤務年数1年ごとに一定日数を加算した日数となりますが、一般の労働者の場合は次のとおりとなります。

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月 以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

・週所定労働時間が30時間未満かつ週所定労働日数が4日以下の労働者

週所定労働時間が30時間未満のいわゆるパートタイム労働者の場合には、その勤務日数に応じて比例付与され、それぞれの所定労働日数により次のとおりとなります。

週所定 労働日数	1年間の 所定労働日数	勤続年数						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月 以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日		8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日		5日	6日		7日
1日	48日～72日	1日	2日			3日		

2. 有給休暇を取得した日の賃金

有給休暇を取得した日の賃金は就業規則等で定めるところにより、次のいずれかの方法により計算します。

①平均賃金(過去3か月間における1日あたりの賃金)

$$\frac{\text{過去3か月間の賃金の合計}}{\text{過去3か月間の歴日数}} \quad \left(\begin{array}{l} \text{(日給・時間給・請負給の場合の最低保障)} \\ \frac{\text{過去3か月間の賃金の合計}}{\text{過去3か月間の労働日数}} \times 0.6 \end{array} \right)$$

②通常の賃金(所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金)

③健康保険法に定める標準報酬日額(労使協定が必要)

1日の労働時間が一定でない場合は①、一定している場合は②の方法が多い

3. 労働者の請求する時季

年次有給休暇は、労働者が請求する時季に与えることとされていますので、労働者が具体的な月日を指定した場合には、次の「4. 時季変更権」による場合を除き、その日に年次有給休暇を付与する必要があります。

4. 時季変更権

使用者は、労働者から年次有給休暇を請求された時季に、年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、他の時季に年次有給休暇の時季を変更することができます。

5. 年次有給休暇の繰り越し

年次有給休暇の請求権の時効は、2年です。

6. 不利益取扱いの禁止

使用者は、年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならないとされています。具体的には、年次有給休暇を取得したことを理由に精勤手当、賞与の額の算定などに際して、年次有給休暇の取得した日を欠勤または欠勤に準じて取扱うことのほか、年次有給休暇の取得を抑制するすべての不利益な取扱いはしないようにしなければなりません。

7. 休職期間中、産前産後休業期間中の請求

労働義務が免除されている休職期間中や産後6週間については年休権を行使できません。ただし、産前の休業期間中であっても、産前休業を請求せずに就業している場合や、産後の休業期間中であっても産後6週間を経過した労働者が請求により就業している場合には、労働義務が存在することから、年休権を行使できます。

□❖ 有給休暇Q&A ❖□

Q : パートから正社員に変わった場合 有給休暇はどうなるの？

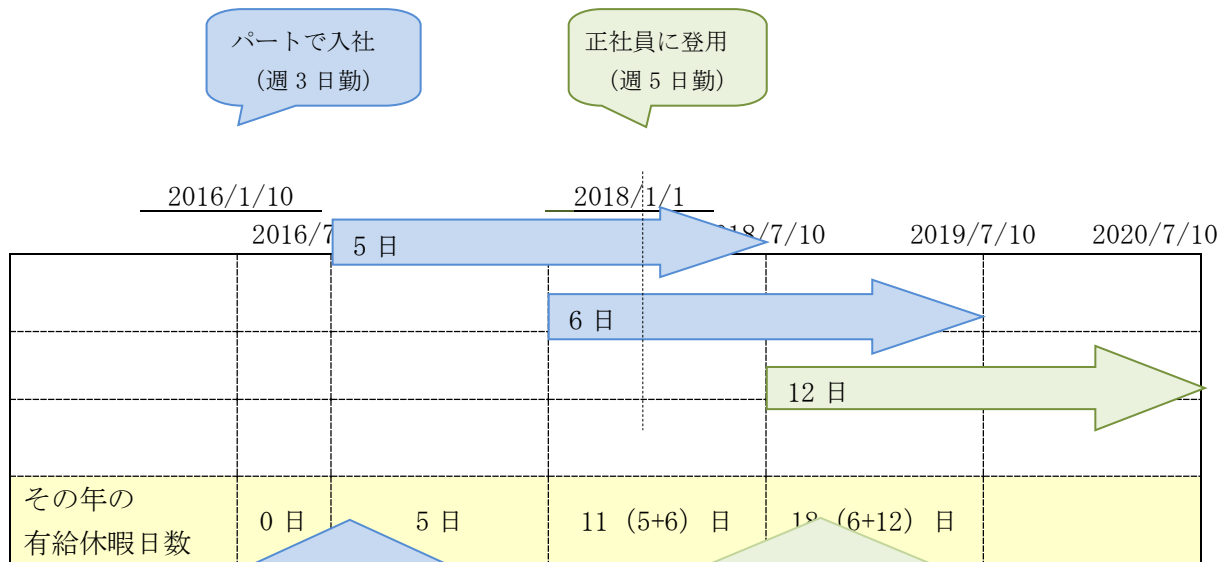
パートで入社し、週3日勤務していましたが、2年後に正社員に登用され、週5日勤務になりました。その場合の有給休暇はどうなるのでしょうか。

A : パートから正社員に変わっても有給休暇は引き継がれます

パートから正社員に変わった時点では、すでに付与されている有給休暇の日数そのまま引き継がれ、正社員としての一日の所定労働時間分の休暇が与えられます。また、その後付与日にはパート社員として採用された日から通算した勤続年数を基に付与されることになります。

逆に、正社員からパート社員になった場合でも、すでに付与されている有給休暇はそのまま引き継がれます。

○パートから正社員に転換する際に一度形式的に退社した場合でも、有給休暇算定上の勤続年数は通算して計算します。



有給付与日 (2016/7/10) の契約は下記のため、「5日分」付与。

《雇用条件》

- ・パート (短時間)
- ・週3日勤務 ⇒ 5日
- ・勤続6か月

有給付与日 (2018/7/10) の契約は下記のため、「12日分」付与。

《雇用条件》

- ・正社員 (短時間以外)
- ・週5日勤務 ⇒ 12日
- ・勤続2年6か月

